

# 島根県報

平成23年3月31日 (木) **号外 第 6 0 号** 

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【規 則】

島根県報発行規則の一部を改正する規則

(総 務 課) 2

【訓令】

文書の左横書き実施要領の一部改正

(総 務 課) 2

島根県公印規程の一部改正

( " )

# 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県報発行規則の一部を改正する規則 (規則第30号)

1 規則の概要

県報に登載する事項の起案文書に記載する事項についての規定の整備(第12条関係)

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第30号

島根県報発行規則の一部を改正する規則

島根県報発行規則(昭和25年島根県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第12条中「及び島根県公文書管理規程(平成13年島根県訓令第4号)第6条第1項第1号に規定する番号」を「並びに 条例、規則、告示及び訓令(甲)にあっては知事が別に定める令達番号」に改める。

## 附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓

## 島根県訓令第4号

本 庁

地方機関

文書の左横書き実施要領(昭和35年島根県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「別表第1 数字及び符号の用法の例示

目次中 別表第2 公文の書式(訓令(乙)・内訓・指令) を「別表 数字及び符号の用法の例示」に改める。

別表第3 公文の書式(往復文書)

第3を次のように改める。

#### 第3 文書の書き方

- 1 文書の用語・用字・文体・送り仮名の付け方等については、次に掲げるものによる。
  - (1) 常用漢字表 (平成22年内閣告示第2号) の本表及び付表 (表の見方及び使い方を含む。)
  - (2) 現代仮名遣い (昭和61年内閣告示第1号)
  - (3) 外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)
  - (4) 公用文作成の要領 (昭和27年4月4日内閣閣甲第16号依命通知)
  - (5) 公用文における漢字使用等について (平成22年内閣訓令第1号)
- (6) 「公用文における漢字使用等について」の具体的な取扱い方針について(昭和56年10月1日内閣閣第150号・庁

文国第19号)

2 数字及び符号の用法を例示すれば、別表のとおりである。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

# 附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 島根県訓令第5号

本 庁

地方機関

島根県公印規程(平成元年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第13条第3項中「知事印又は県印の押印を必要とする」を「押印を必要とする知事印又は県印を管守する公印管守者を置いていない」に改める。

別表第1知事印の項中「第23号及び第27号」を「第22号及び第26号」に改め、同表本庁監又は課長印の項中「又は課長」を「、課長又はセンター長」に、

島 根県 総 所得税法(昭和40年法律第 13ミリメートル 部 人 事 人事課長 33号) に基づく源泉徴収票 を 務 平方 専用 課 長 印

島 根 県 総 所得税法(昭和40年法律第 13ミリメートル 人事課長 33号) に基づく源泉徴収票 事 務 部 人 平方 専用 長 印 課 島根県総務部 20ミリメートル 総務事務センター長 務 平方 センター長印

に改め、同

を

## 表地方機関の長印の項中

島 根 県 ○ ○ 農 林 振 興 セ ンター所長印	20ミリメートル 平方	農林振興センター農業普及 部各支所、各農林振興セン ター家畜衛生部、農林振興 センター各事務所及び東部 農林振興センター中海干拓 営農部の長	
島根県農業   技術セン   ター所長印   加工研究部	20ミリメートル 平方	農業技術センター加工研究部長	

島根県○○ 農林振興セ ンター所長印 0 0 0 0 0

平方

農林振興センター農業普及 部各支所、各農林振興セン 20ミリメートル ター家畜衛生部、農林振興 センター各事務所及び東部 農林振興センター中海干拓 営農部の長

に改める。

# 附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。